平成２３年（フ）第３５号
兵庫県多可郡多可町八千代区仕出原277番地
債務者　笹倉　敏子
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２３年（フ）第２６３号
香川県高松市今里町１丁目７番地５
債務者　和田　謙治
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第９０３号
福岡県大牟田市馬渡町22番地６コーポ月見ヶ丘201号
債務者　有松　嘉也
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第９０７号
福岡市早良区四箇６丁目28番33号
債務者　福本　清起
1　決定年月日時　平成23年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１１４２号
福岡市中央区今泉１―10―３ソシアル天神306
債務者　金　　信勇（通称若宮・金本）
1　決定年月日時　平成23年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１３５０号
福岡市東区香椎駅東３丁目32番34―202号
債務者　手島　健二
1　決定年月日時　平成23年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１３６０号
福岡市博多区祇園町８―13第一プリンスマンション717号室
債務者　加藤　悦子
1　決定年月日時　平成23年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１３８２号
福岡市西区石丸１丁目29番２―304号
債務者　上野　明子
1　決定年月日時　平成23年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１４０４号
福岡市早良区田村７丁目12番５―502号
債務者　西川　史朗
1　決定年月日時　平成23年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１４１６号
福岡県春日市一の谷６丁目69番地スカイタウン春日501号
債務者　小林　和明
1　決定年月日時　平成23年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１４１７号
福岡県春日市一の谷６丁目69番地スカイタウン春日501号
債務者　小林　初代
1　決定年月日時　平成23年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１４４２号
福岡県宗像市広陵台１丁目６番地16
債務者　三澤　幹夫
1　決定年月日時　平成23年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１４４３号
福岡県宗像市広陵台１丁目６番地16
債務者　三澤美八子
1　決定年月日時　平成23年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１５３７号
福岡県糟屋郡志免町別府北１丁目13番１―108号
債務者　前田　秀樹
1　決定年月日時　平成23年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１５３８号
福岡県糟屋郡志免町別府北１丁目13番１―108号
債務者　前田　順子
1　決定年月日時　平成23年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１６２４号
福岡市西区壱岐団地１番113号
債務者　山内　　誠
1　決定年月日時　平成23年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１６２５号
福岡市西区壱岐団地１番113号
債務者　山内ふみ代（旧姓宇戸）
1　決定年月日時　平成23年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部